

平成19年3月19日

長野県知事
村井 仁 様

長野県公共事業評価監視委員会
委員長 福田 志 乃

平成18年度長野県公共事業再評価について

平成18年12月26日、当委員会に提出された公共事業10箇所の再評価案の意見については、別紙のとおりです。

平成 18 年度 長野県公共事業評価監視委員会 意見書

平成 18 年度の再評価対象事業に関する意見

当委員会で審議を行った、個別の 10 事業に関しては、すべての事業について、計画(設計)見直しとコスト縮減という観点からの「事業継続」等を県案どおり承認する。以下に、個別事業の重要な意見を取りまとめるので今後の事業に反映されたい。

1. 個別事業の意見

(1) 諏訪湖 流域下水道事業

- ・ 社会的な趨勢を鑑みた計画処理人口の減少に基づき『計画変更』を行うとする県案どおり、当該事業を進められたい。

【当該事業に関する意見】

- ・ ただし、諏訪湖の環境を守るという点では、流入する水量の処理に対処するだけでなく、流入する水質にも万全の対応を図る必要がある。水質の点からは、当下水道事業で対処する事業所や家庭から排出される汚水の処理率(汚染源対策)は 97%に達しており、下水道事業を超えた取り組み 諏訪湖周辺の農地から流入する肥料や農薬等の流入を防ぐ対策が急がれる。
- ・ その点については、目下、長野県では、地域住民と一体となった『アダプト・プログラム』等による湖辺、流入河川の清掃等の浄化対策、地元の畑作や稲作の減農薬や、土地への肥料の入れ方の技術的指導などを行っているとのことである。また、平成19年度策定予定の『第5期諏訪湖水質保全計画』については、庁内横断的に取りまとめを進めているとのことでもあり、こうした、一連の取り組みの方向性は評価をしたい。しかし、方向性は示せても、現実的には、個々の農家に諏訪湖の環境美化や保全についての協力を「どう周知するか」(農家への意識啓発)は難しい課題である。農政部署に任せ切ることなく、地元への対応については、県庁内横断的にキメ細やかに対応されたい。
- ・ 諏訪湖の浄化に関しては、さらに、湖底の浚渫も一手法である。しかし、多額なコストが掛かる割には、数年で新たに底泥が堆積してしまう、あるいは浚渫土の捨て場が確保できないなどの課題を抱えている。また、浄化放流水の水質のさらなる浄化(現時点では、国の平均的目標値をクリアしている)の視点もあるが、これにも、さらなるコストの投入が必要となる。今後は、長野県の屈指の地域資源である「諏訪湖の環境保全」を長野県政の重点に据えつつ、こうした多様な課題解決のために、県庁内横断的に、技術面・コスト面等から積極的に取り組んでいただきたい。

(2) 一般国道147号 高家バイパス(安曇野市～松本市) 道路改築事業

- ・ 残事業としての橋梁上部工においては、新工法を再検討し、4億円のコスト縮減を図ることで、『継続』して事業を行うとする県案どおり、当該事業を進められたい。

【当該事業に関する意見】

- ・ 特になし

(3) 一般国道153号 伊那バイパス(伊那市～箕輪町) 道路改築事業

- ・ 残事業の一部区間である天竜大橋(仮称)の橋梁構造を見直すことにより、3300万円のコスト縮減を図ること
で、『見直して継続』により事業を行うとする県案どおり、当該事業を進められたい。

【当該事業に関する意見】

- ・ 特になし

(4) 一般国道361号 姥神峠道路(木曾町) 道路改築事業

- ・ 残事業区間は、供用以前と比較して観光客の入り込みが増大していること、大型車の通行が多いこと、法面が近接し崩落が発生していることなど、これまでの事業効果や安全面からの課題から判断して、『継続』して事業を行うとする県案どおり、当該事業を進められたい。

【当該事業に関する意見】

- ・ 現地調査から、供用以降、沿道に5つのコンビニが立地するなど、経済性を見込んだ商業者からの評価が高いことが伺い知れた。そのため、観光を目的とした自家用車や大型バス、新たに立地した商店への搬入を目的とした大型車等、地元経済を支える新たな交通量が発生しており、当該道路の整備は高く評価される。
- ・ 単なる交通量や大型車混入率、休日交通量などの「交通量センサス」のデータだけで事業効果と継続必要性を説明するのではなく、こうした「交通の質的側面」や経済効果が明確に分かるような社会・経済的データも駆使して併せて添付、説明されたい。
例えば、「大型車」と片付けるのではなく、通過車輦か、地元の産業用車輦か、観光の大型バスか、どこ方面の観光バスかなど、土木部といえども、多角的に交通内容を把握・分析する習慣が必要である。
- ・ 当該道路については、「法面崩落に関する過去のデータや、その災害復旧に掛かったコスト、維持管理に掛かるコスト等も提示して、総合的に事業の妥当性を評価すべき」との意見もあげられた。
これについては、1)現時点では、日常的なパトロールでの落石除去など細かい作業については記録していないこと、2)大災害については国の補助が入り、維持管理として計上できないことなど、データ処理上の課題もあり、当委員会としての結論は出さず、指摘があったことを記すにとどめる。
- ・ 現道は、暫定的とはいえ、2車線が整備されているので、防災対策を実施し、利用することも考えるべきではないか。

(5) 一般国道418号 売木峠バイパス(阿南町～売木村) 道路改築事業

- ・ 残区間の幅員が狭小であり、冬季には落石等の危険箇所があるなどの安全性の理由から、道路平面線形(ルート)と縦断面、歩道計画(歩行者及び自転車道は現道を活用する)を再検討し、合計5億7200億円のコスト縮減を図っている。地元との合意も得られていることもあり、『見直して継続』により事業を行うとする県案どおり、当該事業を進められたい。

【当該事業に関する意見】

- ・ 特になし

(6) 一般国道418号 十方峡バイパス(天龍村～飯田市) 道路改築事業

- ・ 残事業のうち集落を外れた区間については歩道を設置せず、3億1300万円のコスト縮減を図ることで、『見直して継続』により事業を行うとする県案どおり、当該事業を進められたい。

【当該事業に関する意見】

- ・ 当該事業については、用地進捗率が53%と高くない。そのため、その他の残区間についても、落石危険箇所があるとされることから、安全面を最大に考えつつ、工法等に工夫をしながらコスト面にも配慮し、円滑に進められたい。

(7) 一級河川千曲川 飯山(飯山市) 広域一般河川改修事業

- ・ 残事業において、3箇所の樋管を1箇所に統合し、6000万円のコストを縮減を図ることで、『見直して継続』により事業を行うとする県案どおり、当該事業を進められたい。

【当該事業に関する意見】

- ・ 特になし

(8) 一級河川姫川 神城(白馬村) 総合流域防災事業

- ・ 残事業である最上流部において、護岸計画を一部とりやめ、既存の河畔林を活かしつつ、周辺環境や景観の保全を図りながら事業を推進し、且つ、コスト面でも3億7000万円の縮減を図ることで、『見直して継続』により事業を行うとする県案どおり、当該事業を進められたい。

【当該事業に関する意見】

- ・ 現在は「護岸計画をとりやめた」段階であるため、今後、地元住民や環境の専門家とともに、河畔林や河床のつくり方、周辺環境や景観のつくり方について、技術的な側面から慎重に検討されたい。
- ・ スナヤツメ等の絶滅危惧種も存在し、姫川上流は手を入れないことが望ましい。水災害対策としては、温暖化が進み降雨量の増加が予想される中で、「溢れさせない」ことだけを是とするのではなく、遊水地的な考え方を導入し、「災害時には溢れさせる」考え方も検討していくべきである。「総合流域防災」という以上、それぞれの河川のあり方(暮らし、防災、環境、生態 等)を総合的に示すなどの配慮をされたい。

(9) 一級河川円悟沢川 丸山(飯田市) 総合流域防災事業

- ・ 残区間は、上下流が改修済みで、流下能力が不足する中抜け区間である。そのため、事業の継続は避けられないが、多自然川づくりにも配慮したうえで護岸勾配を見直し、用地買収の範囲を抑制し、コスト面でも3000万円の縮減を図ることで『見直して継続』により事業を行うとする県案どおり、当該事業を進められたい。

【当該事業に関する意見】

- ・ 残区間を見直すだけで、流域全体の安全性が図れるのかが示されていない。単に環境に配慮した設計変更だけでは、上下流の事業効果や継続必要性を説明したことにはならず、「総合流域防災」という以上、流域ごとの計画や環境管理のあり方、住民の河川や水災害への関わり方など、トータルに判断する議論の材料を添付・説明するなどの配慮をされたい。

- ・ 流域ごとの管理計画があり、また、流域委員会等によって内容が詰められている場合なども、県庁内の縦割りを超えて、そうした情報を当委員会へ提供するなどの配慮をされたい。
- ・ 現地調査で、円悟沢川については、上流部のような区画整理事業がないため、広い河川敷を生み出せず、河川単独事業で行う結果、コスト縮減が図れたと認識した。事業の手法が先行する区間と異なることについて、沿川住民との合意が図れていれば、事業的には問題はない。

(10) 下郷土団地(小諸市) 県営住宅建替事業

- ・ 小諸市における公営住宅の必要戸数は充足しており、人口(世帯数)減から県全体の公営住宅必要戸数も減少する見込みであること、老朽化した旧住戸の入居者の移転も完了している。それらを鑑み、コスト面でも 4 億 2200 万円の縮減を図ることで、『一部付属施設(駐車場、児童遊園)のみを整備し、事業中止』を行うとする県案どおり、当該事業を中止されたい。

【当該事業に関する意見】

- ・ 当該事業の中止は良いが、県営住宅全般の方向性としては、財政規模が小さい町村の公営住宅は県が維持管理を行うが、基本的には、「25 年が経過した公営住宅は、市町村に管理運営を移管していく方針」とのことである。
老朽化してからの維持管理業務を押し付ける形とも見れる。コスト面からの判断だけでなく、「公営住宅のセーフティネット」という観点から、市町村との役割分担を慎重に検討されたい。
- ・ 人口に関しては、トレンドで減少すると見込むのか、あるいは県の政策として新たな定住を誘導するのかわくによっても変わってくる。国民の居住場所や「住まい方」の考え方は多様化しており、そうした社会的需要に公営住宅が応えていく役割は大きい。
長野県として、それらの課題にどう対応するかの考え方を明確に示さないと、公営住宅の本質的な評価は難しい。今後、資料の出し方に工夫されたい。